

パパのファミリー手帳

～父子家庭のお父さんへ～

令和5年度



パパのファミリー手帳
～父子家庭のお父さんへ～

令和5年5月発行

お問い合わせ先
山梨県子育て支援局子ども福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL 055-223-1459

山 梨 県

はじめに

様々なご事情で父子家庭となられたお父さんは、仕事をしながらの子育てや家事について、いろいろなご苦労や悩みをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

また、日常の問題をひとりで解決しようとはがんばってしまい、悩みを抱えていらっしゃる方も少なくないかもしれません。

本冊子では、父子家庭のお父さんが、主に子育てについて利用される行政の相談窓口や支援制度をまとめました。

暮らしの中で困りごとができた時の「便利帳」として活用していただき、お気軽に各窓口にご相談いただければ幸いです。
(制度等のより詳細な情報は、それぞれの窓口でお尋ねください。)

もくじ

1 困ったときの相談は P1

- ・市町村担当課、県保健福祉事務所等一覧
- ・電話相談機関
- ・法律相談
- ・生活支援、子育て支援

2 子育てのお手伝い P7

- ・保育所、病児・病後児保育、放課後児童クラブ
- ・ファミリー・サポート・センター
- ・ショートステイ事業

3 子どもの病気・健康管理 P13

- ・乳幼児健康診査
- ・予防接種

4 手当・支援について P14

- ・児童扶養手当、児童手当
- ・各種医療費助成制度
- ・福祉資金貸付制度
- ・各種奨学金
- ・税の軽減
- ・就業支援
- ・生活福祉資金
- ・生活保護相談
- ・自立支援給付金
- ・高卒認定試験合格支援給付金

1 困ったときの相談は

突然、父子家庭になってどうしたらよいだろう。
あなたの身近に相談相手となる人がいます。
ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。
個人の秘密は固く守ります。

どこに相談に行けばよいですか？



各市町村及び各地域の県保健福祉事務所には、
ひとり親家庭福祉に関する窓口があります。

各県保健福祉事務所及び市担当課には、ひとり親家庭を支援する母子・父子自立支援員や、家庭内の相談を受ける家庭相談員が勤務し、個別的な相談にも応じています。

市町村担当課一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
甲府市 子育て支援課	甲府市丸の内 1-18-1	(055)237-5674
富士吉田市 子育て支援課	富士吉田市下吉田 7-29-19	(0555)22-5155
都留市 健康子育て課	都留市下谷 2516-1(いさきプラザ側)	(0554)46-5113
山梨市 子育て支援課	山梨市小原西 843	(0553)22-1111 (内 1155)
大月市 子育て健康課	大月市大月 2-6-20	(0554)23-8032
子ども家庭総合支援センター	大月市大月町花咲 10	(0554)23-1168
韮崎市 こども子育て課	韮崎市水神 1-3-1	(0551)22-1111 (内 175)
南アルプス市 子育て支援課	南アルプス市小笠原 376	(055)282-7293
北杜市 子育て政策課	北杜市須玉町大豆生田 961-1	(0551)42-1332
甲斐市 子育て支援課	甲斐市徳原 2610	(055)278-1692
笛吹市 子育て支援課	笛吹市石和町市部 800(保健福祉館内)	(055)261-1904
上野原市 子育て保健課	上野原市上野原 3163(総合福祉センター内)	(0554)62-4134

甲州市 子育て・福祉推進課	甲州市塩山上於曾 1085-1	(0553)32-5081
中央市 子育て支援課	中央市臼井阿原 301-1	(055)274-8557
市川三郷町 子育て支援課	市川三郷町岩間 495	(0556)32-2114
早川町 福祉保健課	早川町高住 758	(0556)45-2363
身延町 子育て支援課	身延町切石 117-1(中高すこやかセンター内)	(0556)20-4580
南部町 子育て支援課	南部町内船 4473-1	(0556)64-4830
富士川町 子育て支援課	富士川町天神中條 1134	(0556)22-7221
昭和町 子育て支援課	昭和町押越 616 (総合会館内)	(055)275-5255
道志村 住民健康課	道志村 6181-1	(0554)52-2113
西桂町 子育て支援課	西桂町下暮地 915-7	(0555)25-4000
忍野村 福祉保健課	忍野村忍草 1445-1(保健福祉センター内)	(0555)84-7795
山中湖村 福祉健康課	山中湖村山中 237-1	(0555)62-9976
鳴沢村 福祉保健課	鳴沢村 1575	(0555)85-3081
富士河口湖町 子育て支援課	富士河口湖町船津 1700	(0555)72-1174
小菅村 住民課	小菅村 4698	(0428)87-0111
丹波山村 住民生活課	丹波山村 890	(0428)88-0211

県保健福祉事務所等一覧

名称	所在地	電話番号	所管区域
山梨県子育て支援局 子ども福祉課	甲府市丸の内1-6-1	(055)223-1459	
中北保健福祉事務所 福祉課	韭崎市本町4-2-4	(0551)23-3443	韭崎市・南アルプス市・ 北杜市・甲斐市・ 中央市・昭和町
峡東保健福祉事務所 福祉課	山梨市下井尻126-1	(0553)20-2750	山梨市・笛吹市・ 甲州市
峡南保健福祉事務所 福祉課	南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2	(0556)22-8145	市川三郷町・ 富士川町・早川町・ 身延町・南部町
富士・東部保健福祉 事務所 福祉課	富士吉田市上吉田 1-2-5	(0555)24-9047	富士吉田市・都留市 大月市・上野原市・ 道志村・西桂町・ 忍野村・山中湖村・ 鳴沢村・ 富士河口湖町・ 小菅村・丹波山村

※甲府市在住の方は、甲府市子育て支援課(055-237-5674)へご連絡ください。

子どもの教育のことで悩んでいるが、
仕事があつて相談に行く時間がない。



お気軽に電話相談をご利用ください

主に子育てに関する電話相談機関

(1) 子育てに関する相談

機関・電話相談名	子育て相談総合窓口(愛称 かるがも)
電話番号	055-228-4152・4153
受付時間	月～金 午前9時～午後4時30分 (第2・4月曜日と、 土・日・祝日 午前9時～午後3時30分 年末年始を除く)

(2) 子どもに関するあらゆる相談(養護・保健・障がい・非行・育成等に関する事)

機関・電話相談名	中央児童相談所	都留児童相談所
電話番号	055-288-1561	0554-45-7838
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	

(3) いじめや不登校に関する相談

機関・電話相談名	いじめ・不登校ホットライン
電話番号	055-263-3711
受付時間	24時間(365日)

(4) 子どもの犯罪被害や非行問題などで相談したいとき

機関・電話相談名	ヤングテレフォン
電話番号	055-235-4444
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時 (祝日等を除く)

(5) 心の悩み、ストレスに関する相談

機関・電話相談名	ストレスダイヤル
電話番号	055-254-8700
受付時間	月・火・水・金 午前9時～午後4時 木 午前9時～午後8時

(6) 精神保健福祉(学校不適応、ひきこもり等)などで相談したいとき

機関・電話相談名	精神保健福祉センター
電話番号	055-254-8644
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)

気軽に相談できる人が近くにいない。



お住まいの地域ごとに民生委員・児童委員がいます

あなたの住んでいる町には、民生委員・児童委員がいます。
生活上の心配ごとや子どもの養育上の悩みなど、生活全般の相談相手になっています。
地域の民生委員・児童委員の名前や連絡先が分からない場合は、お住まいの市役所又は町村役場にお尋ねください。

法律や税務など専門的な相談がしたいけれど、相談費用が心配



「母子家庭等就業・自立支援センター」では、法律的な相談について、山梨県弁護士会による無料の法律相談を行っています。

主なご相談

○養育費の取り決めや履行確保 ○DV関連 ○金銭貸借トラブル など
電話による予約申込が必要なので、次のところへお問い合わせください。

お問い合わせ先

山梨県母子家庭等就業・自立支援センター
甲府市朝日4丁目5-21 (一財)山梨県母子寡婦福祉連合会
TEL 055-252-7014
<http://www.bokaren-yamanashi.jp/>

●山梨県県民生活センターにおいても無料の法律相談に応じています。

山梨県県民生活センターは、法律相談（離婚、相続、近隣等）、多重債務、消費生活トラブル、労働、交通事故などの相談業務を行っています。

相談時間 月曜日～金曜日（平日）午前8時30分～午後5時

（受付は午後4時30分まで）

お問い合わせ先

山梨県県民生活センター
甲府市飯田1丁目1-20(山梨県JA会館5階)

電話 県民相談(法律・土地住宅相談等) 055-223-1366
消費生活相談 055-235-8455

ひどい風邪をひいてしまい、子どもの世話や、
買い物など誰かに頼めないだろうか・・・



母子寡婦福祉連合会から家庭生活支援員を
派遣し、生活支援・子育て支援を行います。

たとえばこんなとき

- 技能習得の為の通学・就職活動など
- 疾病・出張・看護・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加など
- 生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな障害が生じているとき

どんな支援？

- 生活支援：食事の世話・住居の掃除・身の回りの世話
生活必需品の買い物など
- 子育て支援：乳幼児の保育など

利用者の負担は？

- 1時間当たりの金額
生活支援：0円～300円
子育て支援：0円～150円
利用者の収入により異なります。

詳しくは、次のところへお問い合わせください。

お問い合わせ先
 (一財)山梨県母子寡婦福祉連合会
 甲府市朝日4丁目5-21
 電話 055-252-7014

2 子育てのお手伝い

日中は仕事をしていて子どもをみられない・・・
保育所とはどんなところですか？



保育所は、保護者の就労状況等により家庭での保育が
十分にできないお子さん(乳幼児)を保育します。

申し込みは、お住まいの市町村窓口にご相談ください。
各世帯の所得状況に応じて決められた保育料が必要です。
ひとり親世帯には保育料の軽減措置がとられる場合があります。

子どもの熱は下がったが、仕事が休めない。
通所している保育所ではみてもらえないのだが・・・



病児・病後児保育は、
専用の施設で看護師等が保育を行います。

市町村名	施設名	所在地	電話番号
甲府市	病児・病後児保育室「ハピ甲府東」	甲府市上阿原町 487-1(甲州聖愛ハッピークリニック)	055-242-6868
	病児・病後児保育室「ハピ甲府西」	甲府市高竹 1-3-10(甲府西聖愛クリニック)	055-288-8222
富士吉田市	病後児保育室「たんぽぽ」	富士吉田市新屋 1236(富士吉田市立第五保育園)	0555-23-6346
	病後児保育室「どんぐり」	富士吉田市小見見 4-9-1(富士吉田市立第七保育園)	0555-25-6639
	病後児保育「SMILE 病後児保育」	富士吉田市上吉田三丁目 1-68(キッズプラザ SMILE)	090-9632-1427
	病児病後児対応型保育園「フェアイズ保育園」	富士吉田市上吉田東 4-8-4	0555-23-3033
都留市	病児・病後児保育室「なかよし」	都留市法能 670(武井クリニック)	0554-45-6847
山梨市	病児・病後児保育所「ひまわり」	山梨市落合 800(山梨厚生病院)	0553-22-1773
	病児保育室「きらら」	山梨市上之割 187-1(きらきら保育園 Second内)	0553-34-6187
大月市	病児・病後児保育室「さくら」	大月市大月町花咲 1225(大月市立中央病院)	0554-56-8887
韭崎市	病児・病後児保育室「スマイル」	韭崎市本町 3-5-3(韭崎市立病院)	0551-23-4507
南アルプス市	病後児保育室「つぼみ」	南アルプス市桃園 337-30(さくらんぼ保育園)	055-282-8111
	病児・病後児保育室「うらら」	南アルプス市在家塚 96-1(こもれびこどもクリニック)	055-269-6070
	病児保育室「こたす」	南アルプス市野牛島 1828-63(企業主導型保育所みかげの森)	055-288-1515

市町村名	施設名	所在地	電話番号
北杜市	病児・病後児保育園	北杜市立長坂町大八田 3531 (長坂保育園秋田分園)	0551-32-2058
甲斐市	病児・病後児保育室「よつば」	甲斐市竜王新町 2117-3 (カローラ保育園)	055-276-9680
上野原市	病後児保育室「なかよし」	上野原市上野原 3195 (上野原こども園)	0554-56-8350
笛吹市	病児・病後児保育所「そらいろ」	笛吹市一宮町坪井 1745 (一宮温泉病院)	0553-47-3131
甲州市	病後児保育室「さくらんぼ」	甲州市塩山千野 3653 (千野保育園)	0553-33-2624
身延町	病児・病後児保育室	南巨摩郡身延町飯富 1628 (飯富病院)	0556-42-2322
南部町	南部町ふれあいサロン	南部町南部 8050-1	0556-64-3121
富士川町	病後児保育室	南巨摩郡富士川町飯沢 182-2 (富士川病院)	0556-22-7221
昭和町	病児・病後児保育室「ドリーム」	中巨摩郡昭和町河東中島 748-1 (びんぎやウツカ)	055-268-5578
	病児保育室	中巨摩郡昭和町清水新居 1317 (企業主導型保育園 てくてく保育園 甲府昭和園)	055-269-6113

平成30年4月より、県内全域での病児保育の広域利用が始まりました。病児保育施設を持たない市町村の住民も、自由に利用することができます。また、利用登録や施設の「空き状況」の確認を「やまなし子育てネット」で行うことができます。(右のQRコードからご確認いただけます。)
利用料金、開所時間などは直接施設にお問い合わせください。
なお、病状によっては利用できないこともあります。



「やまなし子育てネット」QRコード

夕方は仕事で家に帰れないので、
学校から帰った子どもが心配だ。



就労のため、学校から帰っても保護者が家にいない
お子さんを預かり、遊びを中心にした活動を通して
お子さんの保護や健全な育成を行っています。

放課後児童クラブの概要

対象児童	保護者が仕事などで昼間、家庭にいない小学校の児童
主な活動内容	専任の職員が手作り工作や、折り紙、紙芝居などの遊びの援助をはじめ、生活指導、子どもの安全管理などを行います。
保育時間	下校時から概ね17～18時頃まで(各クラブによって異なります。) 夏休みなど夏期休業中に実施している場合もあります。
利用料	各クラブによって利用料のほか、おやつなどの飲食費を負担していた 場合もあります。

お子さんの通う小学校や自宅の近くに放課後児童クラブがあるかどうか、お住まいの市町村の児童福祉担当窓口または教育委員会にお問い合わせください。

◇山梨県では、子育てのための様々な情報を「子育てハンドブック」や「やまなし子育てネット」(<https://www.yamanashi-kosodate.net/>)で提供しています。

親に用事があるとき、子どもを預けたい。
ファミリー・サポート・センターとはどんな仕組みですか？



ファミリー・サポート・センターは、
育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を
会員として組織し、地域における
子育てを支援する相互援助の会員組織です。

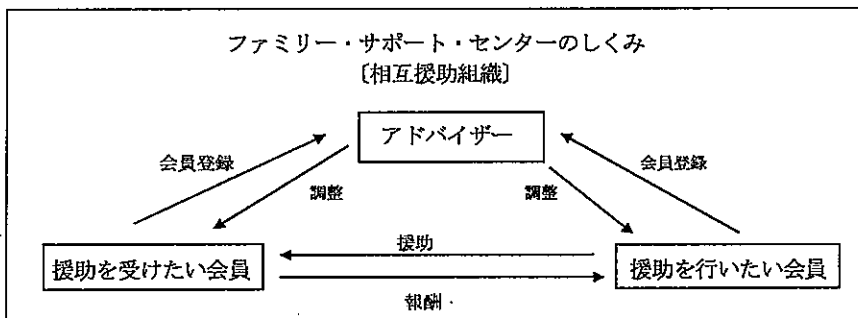
ファミリー・サポート・センターの利用例

- ・保育所の保育開始前や終了後に子どもを預かること。
- ・学校の放課後等に子どもを預かること。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かること。

育児援助サービスを受けるには

ファミリー・サポート・センターに会員登録していることが必要です。

- ① 依頼会員は、ファミリーサポートセンターのアドバイザー又は地域のサブ・リーダーに連絡をとり援助依頼を申し込みます。
- ② アドバイザー又はサブ・リーダーは、援助会員の中から適当と思われる方を斡旋します。
- ③ 斡旋に基づいて、依頼会員、援助会員が話し合い、時間やサポート内容を調整します。
- ④ 活動終了後、会員相互間で報酬の授受を行います。



県内のファミリー・サポート・センター一覧

ファミリー・サポート・センター所在地	援助対象児	連絡先
甲府市ファミリー・サポート・センター 甲府市上石田3-6-31 甲府市中央部幼児教育センター内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	055-223-2253
富士吉田市ファミリー・サポート・センター 富士吉田市下吉田7-29-19 富士吉田市福祉ホール子育て支援センター	0歳～小学校6年生	090-4714-3737 0555-22-1111(内線580)
都留市ファミリー・サポート・センター 都留市中央3丁目8-1 都留市まちづくり交流センター内	生後3ヶ月 ～小学校6年生	0554-43-1330
山梨市ファミリー・サポート・センター 山梨市小原西843 山梨市役所内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	090-2555-4540
大月市ファミリー・サポート・センター 大月市大月町花咲10 大月市総合福祉センター内	生後3か月 ～小学校6年生	0554-23-1152
韮崎市ファミリー・サポート・センター 韮崎市若宮1丁目2-50 韮崎市民交流センター内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	0551-23-7676
南アルプス市ファミリー・サポート・センター 南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	055-282-7293
北杜市ファミリー・サポート・センター 北杜市長坂町大八田3531 長坂保育園秋田分園内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	0551-32-2058
甲斐市ファミリー・サポート・センター 甲斐市島上条1248-1 数島保育園隣接	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	055-277-1762
笛吹市ファミリー・サポート・センター 笛吹市春日居町加茂77-1 春日居福祉保健センター内	概ね生後2ヶ月 ～小学校6年生	080-4816-2188
上野原市ファミリー・サポート・センター 上野原市上野原3163 上野原総合福祉センター	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	0554-62-4134
甲州市ファミリー・サポート・センター 甲州市塩山上於曾1085-1 甲州市役所内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	0553-32-5027
みらいサポート・ちゅうおう 中央市成島2266 中央市子育て支援センター内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	055-274-3232
ファミリー・サポート市川三郷 西八代郡市川三郷町市川大門1000-1 市川大門児童館内	生後3ヶ月 ～小学校6年生	080-5685-1152
ファミリー・サポート富士川 南巨摩郡富士川町敷沢1091-1 かじかざわ児童センター内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	0556-22-0809
ファミリーサポートしよわ 中巨摩郡昭和町押越616 昭和町総合会館内	生後1ヶ月 ～小学校6年生	055-275-8115
富士河口湖町ファミリー・サポート・センター 富士河口湖町船津1700 富士河口湖町役場内	概ね生後3ヶ月 ～小学校6年生	0555-72-3806

ひとり親世帯には利用料の軽減措置がとられる場合があります。

万が一、親が病気で入院した時、子どもはどうしたら・・・
子どものショートステイ等があると聞きましたが。



保護者が一時的に子どもの世話ができないときに
児童養護施設等においてお子さんをお預かりします。

・ショートステイ事業

保護者が疾病や疲労、事故や災害、冠婚葬祭その他の事由により児童を養育することが一時的に困難な場合、児童養護施設等において養育・保護を行います。

所在地	施設名	施設種別	施設住所	問合せ先
甲府市	めだかの学校	児童養護施設	甲府市武田 1-3-23	甲府市子ども保育課 Tel.055-237-5669
	あいむ	児童養護施設	甲府市下飯田 2-5-5	
山梨市	あいむ	児童養護施設	甲府市下飯田 2-5-5	山梨市子育て支援課 Tel.0553-20-1212
	クローバー学園	児童養護施設	甲州市塩山上塩後 462	
韮崎市	乳児院ひまわり	乳児院	甲斐市島上条 1441	韮崎市福祉課 Tel.0551-22-1111(代)
南アルプス市	乳児院ひまわり	乳児院	甲斐市島上条 1441	南アルプス市子育て支援課 Tel.055-282-7293
甲斐市	乳児院ひまわり	乳児院	甲斐市島上条 1441	甲斐市子育て支援課 Tel.055-278-1692
笛吹市	乳児院ひまわり	乳児院	甲斐市島上条 1441	笛吹市子育て支援課 Tel.055-261-1904
	あいむ	児童養護施設	甲府市下飯田 2-5-5	
	めだかの学校ジュニア	児童養護施設	甲府市武田 1-3-23	
	飛騨鼓鼓のこ 庁	児童養護施設	甲府市伊勢 3-8-8	
中央市	乳児院ひまわり	乳児院	甲斐市島上条 1441	中央市子育て支援課 Tel.055-274-8557
富士吉田市	飛騨鼓鼓のこ 庁	児童養護施設	甲府市伊勢 3-8-8	富士吉田市子育て支援課 Tel.0555-22-5155

・トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の事由により平日の夜間又は休日に不在になり、家庭において児童を養育することが困難な場合、児童養護施設等において保護司、生活指導、食事の提供等を行います。

所在地	施設名	施設種別	施設住所	問合せ先
山梨市	あいむ	児童養護施設	甲府市下飯田 2-5-5	山梨市子育て支援課 Tel.0553-20-1212
	クローバー学園	児童養護施設	甲州市塩山上塩後 462	

3 子どもの病気・健康管理

●乳幼児健康診査（健診）をきちんと受けましょう

子どもは、育つ力を持っています。成長や発達には個人差がありますので、その子なりの発達を見守ってあげてください。市町村が集団で行う乳幼児健康診査は、お子さんが健康に育っているか、病気はないか、育児上の疑問や心配ごとなどを確認し、それぞれのお子さんにあつた子育てのアドバイスをします。

健診の結果、病気やなんらかの異常の疑いがある場合は、公費で詳しい検査や相談などが受けられる制度もあります。

◎乳児健診

生後（3～4か月）を中心に、1歳までの間に1～2回あります。身長、体重栄養状態、発育状態、診察など月例に応じた内容の健診を行います。また、公費による乳児一般健康診査票を活用して、医療機関で健診を2回受けることができます。

◎1歳6か月健診

満1歳6か月を超えた時期の頃の幼児が対象で、歩行や運動、言葉（1語文が話せるか等）の発達、食事（内容や栄養状態等）や、内科、歯科の健診（相談）を行います。

◎3歳児健診

満3歳を超えた時期の頃の幼児が対象です。特に、集団生活に向けた準備期の健診として位置づけられており、運動（走る等）、言葉（2語文が話せるか等）、他の子ども達とうまく遊べるか、食事（内容や栄養状態等）や、内科、歯科の健診（相談）を行います。

お問い合わせ先

居住地の市町村保健センター、母子保健を担当する課へ
健診日程や場所、持ち物などをご確認ください。

●予防接種を受けましょう

予防接種は、感染症の発病予防や症状の軽減などによって、子どもを病気から守ります。ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib（ヒブ）感染症、小児の肺炎球菌感染症、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、ロタウイルス感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、市町村が対象者に予診票を配布して、公費で実施する定期接種の対象です。

接種時期、回数等はワクチンによって異なりますので、お住まいの市町村予防接種担当課までお尋ねください。

また、おたふくかぜ、インフルエンザ等の予防接種は、任意（有料）で医療機関において接種することができます。

4 手当・支援について

【手当関係】

●児童扶養手当

ひとり親家庭の児童（18歳到達後の最初の3月31日を迎えるまで、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を監護し、生計を同じくする父親等に対して支給されます。ただし、所得制限があります。

○手当月額（※所得額に応じて支給）（令和5年4月1日時点）

第1子	全部支給	44,140円	一部支給	44,130円～10,160円
第2子	全部支給	10,420円	一部支給	10,410円～5,210円
第3子以降	全部支給	6,250円	一部支給	6,240円～3,310円

○申請窓口・・・お住まいの市役所又は町村役場

●児童手当

○支給月額	・・・0歳～3歳未満（一律）	15,000円
	3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
	”（第3子以降）	15,000円
	中学生（一律）	10,000円
	所得制限額以上（所得上限あり）	5,000円

○申請窓口・・・お住まいの市役所又は町村役場（公務員の場合は勤務先）

【助成関係】

●ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の父・母及び児童が、医療機関において医療の給付を受けた際の、医療費の自己負担額が公費で助成されます。市町村窓口であらかじめひとり親家庭医療費受給者証の交付を受け、県内の医療機関窓口で、この受給者証を提示すると無料で受診できます。

○対象者：所得税非課税世帯（県内在住者）

- ① 18歳未満（年度末まで）の児童を養育する配偶者のない者
- ② ①の児童
- ③ 父母のいない児童

○申請窓口・・・お住まいの市役所又は町村役場

●乳幼児医療費助成制度

乳幼児の医療費助成制度は、子どもを養育する家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、県と市町村が一体となって実施している制度です。

この制度は、市町村によって対象となる年齢や助成制度が異なるため、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

○小児救急を利用される皆様は、こちらをご覧ください。

こども救急ガイドブック（上手なお医者さんのかかり方）

（<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07360431392.html>）

●税の軽減（ひとり親控除）

男性の納税者が次の三つの要件すべてを満たす場合、所得税法上の「ひとり親」に当てはまり、35万円の所得控除が受けられる制度です。

① 合計所得金額が500万円以下であること。

② 生計を一にする子がいること。

・この場合の子は、総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や控除対象扶養親族になっていない人に限られます。

③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

※詳しくは国税庁HPのタックスアンサー（<http://www.nta.go.jp/taxanswer>）をご覧ください。ただか、各地域の管轄の税務署へお問い合わせください。

【高校生への修学支援（給付）】

●高等学校等就学支援金

高校の授業料に充てられる給付です。学校が国から授業料を受領します。所得等の要件があり、認定を受けた方は授業料を負担する必要がありません。

●高等学校等奨学給付金

生活保護世帯等へ教科書代や学用品費等の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付です。（所得等の要件があります。）

●高等学校等入学準備サポート事業（山梨県独自事業）

経済的に余裕がない世帯へ高等学校等への入学に要する費用（制服、体育着、上履き等）を給付します。（所得等の要件があります。）

上記の給付金の詳細については、進学予定先若しくは在学する高校又は県高校教育課（055-223-1769）へお問い合わせください。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金について

高校を卒業していない父子家庭の父あるいは児童が高校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等の講座を受講する場合、その受講費用の一部を給付します。

◎対象の方（両方の要件を満たす必要があります）

- ・児童扶養手当受給者水準等のひとり親家庭の親とその児童（20歳未満）
- ・高等学校を卒業していない方（高校在学中、大検合格者、高卒認定合格者を除く）

◎お問い合わせ先（※事前相談を行ってください）

- 市在住の方・・・在住地の市福祉事務所
- 町村在住の方・・・在住地を管轄する県保健福祉事務所

【高校生への修学支援（貸付）】

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

県では、ひとり親家庭の経済的安定と自立のお手伝いをするため、必要な資金の貸付けを行っています。

<母子・父子・寡婦福祉資金の概要>

- 貸付けまでの流れ・・・相談 → 申請 → 調査・審査 → 決定 → 貸付
※申請から貸付けまでには約2ヶ月かかりますので、お早めにご相談ください。
- 貸付金の相談、申請・・・県保健福祉事務所へ事前に電話連絡のうえ相談・申請してください。
- 貸付金の種類・・・就学支度資金（子どもの入学準備のため）、修学資金（子どもが高校、大学等に修学するため）、就職支度資金（就職準備のため）等計12種類
※貸付利率・・・無利子又は年利1.0%

詳しくは、県の保健福祉事務所福祉課（甲府市在住の方は甲府市子育て支援課）にお問い合わせください。

●公益財団法人 山梨みどり奨学会の育英奨学金

公益財団法人山梨みどり奨学会では、高等学校または専修学校高等課程に在学する優れた生徒であって、経済的理由により修学が困難な者などを対象に奨学金の貸与を行っています。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 山梨みどり奨学会
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁 高校教育課内
TEL 055-223-1852

●定時制通信制修学奨学金

経済的な理由により修学が困難な生徒へ修学奨励金の貸付を行います。（卒業すれば返還が免除となります。また、みどり奨学会の育英奨学金を活用している方は対象外となります。）

詳細については、県高校教育課（055-223-1769）へお問い合わせください。

【大学等への就学支援（給付）】

●高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯等に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行います。給付型奨学金の支給については日本学生支援機構へ、授業料等減免については進学先若しくは在学中の大学等へそれぞれ申請する必要があります。詳細については、在学している学校や日本学生支援機構へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター
TEL 0570-666-301（ナビダイヤル）
（<https://www.jasso.go.jp/>）

●産業技術短期大学校等就学サポート事業等

山梨県立産業技術短期大学校については、経済的に余裕のない世帯に対し、入学金や授業料の減免及び就学に必要な費用等の給付を行っています。詳細は産業技術短期大学校へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス
TEL 0553-32-5200

【大学等への就学支援（貸付）】

●独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

高専・専修学校（専門課程）・大学などに在学する、経済的な理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、貸付を行っています。

条件により金額や募集時期などが異なるので、在学している学校や日本学生支援機構へ直接お問い合わせください。

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

（前出の内容をご確認ください）

【就労支援】

●山梨県立就業支援センターについて

県立就業支援センターは、山梨県が設置、運営する職業能力開発施設です。

昼間は、求職中の方を対象に、3ヶ月～1年間の職業訓練を行っています。
職業訓練には就業相談と職業紹介をセットにし、ワンストップでサポートします。
また、一部の方を対象に、職業適性など就業に関する相談を行っています。

夜間は、職に就いている方を対象に短期の講座(能力開発セミナー)を行っています。
詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ先 山梨県立就業支援センター
甲府市塩部4-5-28 TEL 055-251-3210
(<https://www.pref.yamanashi.jp/shugyo/index.html>)

●父子家庭自立支援給付金について

父子家庭のお父さんの雇用の安定や就職の促進を図るため、次の給付金を支給します。

◎給付金の種類

○高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6か月以上養成機関等で修業する場合の生活費等を給付します。(上限あり)

○高等職業訓練修了支援給付金

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関等において養成課程を修了した場合、入学金の負担を考慮し、高等職業訓練促進給付金に加えて修了後に一時金を給付します。

○自立支援教育訓練給付金

知識・技能の習得のため、雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等の受講料の一部を給付します。

◎対象の方

児童扶養手当を受給している方又は同様の所得水準の方

◎お問い合わせ先(※事前相談を行ってください)

市在住の方・・・在住地の市福祉事務所
町村在住の方・・・在住地を管轄する県保健福祉事務所

●高等職業訓練促進資金貸付金について

高等職業訓練促進給付金を受け修業する方に対して、入学時と就職時に貸し付けられる資金等があります。

◎申請窓口

山梨県社会福祉協議会
甲府市北新1-2-12 TEL 055-254-8610

【生活支援】

●生活福祉資金について

所得の少ない世帯や障害者のいる世帯、また、介護を要する高齢者のいる世帯の方に安定した生活を築いていただくための資金の貸付制度です。

詳しい内容につきましては、お住まいの市町村社会福祉協議会又は(福)山梨県社会福祉協議会にお問い合わせください。

●生活保護相談について

自分の力だけではどうしても生活できない方に対して、困っている程度に応じて、経済的な援助を行うとともに、1日も早く自分の力で生活できるよう自立を図ることを目的とした制度です。

お問い合わせ先

①市にお住まいの方

住居地の各市福祉事務所

②町村にお住まいの方(住居地を管轄する次の県保健福祉事務所)

(中巨摩郡、西八代郡、南巨摩郡)

峡南保健福祉事務所 TEL 0556-22-8149

(南都留郡、北都留郡)

富士・東部保健福祉事務所 TEL 0555-24-9042

受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分